☆☆　新型コロナウイルス感染症ニュース　第 81 号　2021.8.23　☆☆

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、仙台でも病床逼迫の状況です。会員の皆様にはぜひできることから感染拡大の予防と、感染患者さんの状況把握、治療にご協力をお願いしたいと存じます。

会長からのメッセージ

全国で過去最大の感染拡大がみられ、仙台市も新規感染者が 1 日 150 名を超える日が出ています。入院の必要のない陽性者は宿泊療養で対応するとの県の原則も守りきれなくなってきました。前号でお伝えした通り、自院で陽性診断を行った感染者が自宅待機・療養となった場合の治療には電話等の手段で可及的に応じて頂きたく存じます。

また、新規感染者のさらなる増加に備え宿泊療養施設を増やす場合には医師会からより多くの当番医を派遣しなくてはなりません。現在、20 名ほどの会員に当番医としてご担当いただいておりますが、より多くのみなさまにご参加いただけるよう、こころよりお願い申し上げます。後にアンケートをお送りいたしますので、どうかよろしくお答えください。

今週は学校も再開され、新たなクラスターの発生源とならないか大変心配です。学校の感染に関する情報がありましたら、いち早く医師会事務局にご連絡をお願いいたします。　　（安藤健二郎）

仙台市における新型コロナウイルスワクチン接種の現状

8 月 18 日 17 時の時点での VRS 登録数値です。

・一般接種（医療従事者等は含まない）　717,391 回（接種対象者数 965,687 人）(54,561 増)
（うち 1 回目が 417,023 回、2 回目が 300,368 回）

・上記のうち 65 歳以上の高齢者　447,944 回（接種対象者数 271,562 人）（6,684 増）
（うち 1 回目が 228,763 回、2 回目が 219,181 回）

以下は、Ｖ－ＳＹＳ登録数値による参考情報です。

・医療従事者等（高齢者施設等従事者を含む）　176,857 回
（うち 1 回目が 95,169 回、2 回目が 81,688 回）　（8 月 4 日時点）

・市内職域接種会場での接種状況　154,699 回（会場は 19 ヵ所）
（うち 1 回目が 104,564 回、2 回目が 50,135 回）　（8 月 18 日時点）

診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について(R3.8.5)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの通知です。基本的対処方針の改定において、軽症でも早期に陽性者を発見し感染拡大を防止するために、**早期の受診**と診療・検査医療機関での**抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す**こととされました。抗原簡易キット等を使用した**抗原定性検査は、有症状者に実施する場合には感度が高く**、 有症状者（**発症から９日以内**を推奨）の迅速な**確定診断に用いることができます**。早期の受診・検査により早期に陽性者を把握することができれば、感染拡大防止に寄与することが期待できます。

１．新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第 4 版）で、抗原簡易キットの使用を含む抗原定性検査についての要点です。

（１）検体採取

抗原定性検査の検体採取については、**鼻咽頭ぬぐい液（鼻咽頭検体）、鼻腔ぬぐい液（鼻腔検体）**の使用が可能であり、唾液の使用は推奨されておりません。検体採取の際には PPE の着用、あるいは患者さんに検体を採取していただくことで、濃厚接触とならないための注意が必要です。

（２）検査の解釈と検査精度

有症状者に対する抗原定性検査は、鼻咽頭・鼻腔検体では、発症初日から用いることが できます。**陽性・陰性ともに検査結果により確定診断が可能**とされています。ただし、**10 日目以降で陰性**の場合、**臨床像から感染を疑う際**には必要に応じて**核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨**されています。

２．かかりつけ医及び診療・検査医療機関等における軽症状者への早期受診及び検査の促進について

患者から相談があった場合には、 新型コロナウイルス感染症に特異的な症状でなくとも、他の疾患によるものであることが明らかな場合を除き、軽度であっても**発熱、せき、のどの痛み等の症状がある場合には診療・検査医療機関等への受診勧奨を行う**ほか、患者が受診された場合は**検査実施について御検討**いただき、早めの受診、検査につなげていただくようお願いいたします。

在宅等療養中の診療費算定について

新型コロナウイルス感染症患者さんの急増と入院病床逼迫の状況から、宮城県では宿泊療養施設を増やして対応しているところでありますが、**在宅療養**を余儀なくされる患者さんも増加し、医療提供体制の確保が求められております。医師会でも保健所、関係機関との調整を進めておりますが、現状は待ったなしの状況です。今後、電話や往診などにより患者の状況を把握し、ホテル入所や入院の必要性の有無を保健所と共有できる環境を整えたいと考えております。

その際の診療費等の算定につきましては、8 月 20 日のニュース号外において、「在宅療養中の加算算定について」でもご報告いたしました。「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 54）(R3.8.16)」において「自宅・宿泊療養を行っている者に対して、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、A000 **初診料**の注２に規定する 214 点、あるいは、**電話等再診料**を算定した場合にも、第二種感染症指定医療機関の指定の有無に関わらず、算定告示 **A210 の二類感染症患者入院診療加算（250 点）を算定できる**こととする。当該患者に対して**１日につき１回**算定できる。」とあります。電話診療等の**算定要件**についてはご注意ください。

また、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について(R2.4.30)」の通知では、**軽症者等が、宿泊・自宅療養中に医療機関等を受診した場合の公費負担医療の取扱**についてまとめられております。患者さんの保険診療自己負担分は都道府県において補填され、都道府県には国から交付される内容で、**実質新型コロナ感染症患者さんの医療費の自己負担はなくなります**。医療費の請求について、詳細、具体的な記載方法は「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について（R2.4.30）」にあります。**医療費の審査及び支払事務は社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託**されますので、保険医療機関等による当該金額の請求に係る診療報酬明細書等の記載等にご注意ください。（以下抜粋）

１　公費負担者番号欄について

（1）本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関等の所在地に応じて該当する公費負担者番号（８桁）を記載すること。

２　公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（７桁)」を記載すること。

３　「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助の対象となる、 PCR 検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料の合計点数と、実際に算定した４月 30 日通知の第１．の２．に規定する新型コロナウイルス感染症に係る医療に要した費用の額を、分けて記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部 負担金額」の項には「０円」と記載すること。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX：022-267-5193　　メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp